



Title	マックス・シュティルナーの近代合理主義批判 (1 0 ・ 完)
Author(s)	住吉, 雅美
Citation	北大法学論集, 45(6), 1-21
Issue Date	1995-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15594
Type	bulletin (article)
File Information	45(6)_p1-21.pdf



[Instructions for use](#)

マックス・シュテイルナーの近代合理主義批判（一〇・完）

住 吉 雅 美

目 次

はじめに

第一章 ドイツ的自律の形成過程——シュテイルナー前史——

第二章 シュテイルナーにおける自律思想の改革

第三章 シュテイルナーと「闘争」

第四章 唯一者の政治論

おわりに シュテイルナーと現代

第一節 シュテイルナーと現代思想

（四二卷二号）

（四二卷三、六号、四三卷二号）

（四三卷四、五、六号、四四卷六号）

（四五卷一・二号）

- 第一款 リバタリアニズムとの接点
- 第二款 「主体性」の危機と唯一者
- 第三款 《制度》批判とその改革の可能性
- 第二節 シュテイルナーから我々が得るもの
- 第一款 リバタリアニズムへの批判的視点
- 第二款 等価交換法則と貨幣への批判（国家の暴力性）
- 第三款 自由競争をどこまで容認すべきか
- 第四款 “掛替えのなさ”と社会的合意
- 第五款 Verainと連邦制

（以上本号）

おわりに シュテイルナーと現代

本稿では、極論的な自由至上主義的道德哲学を一貫させた古典的事例としてマックス・シュテイルナーの思想をとりあげ、現代にとってそれがもつ含蓄を様々な方面から探ってきた。本稿で展開されたシュテイルナー哲学の理解から得られた成果は、今日の社会や思想に対して一体何を語るものであろうか。稿を締めくくるにあたって、シュテイルナーの唯一者の哲学から敷衍される我々へのメッセージを素描しておきたい。

第一節 シュティルナーと現代思想

第一款 リバタリアニズムとの接点

以上に見られたように、シュティルナーは、唯名論の徹底から個人の代替不可能性を強調する個人主義と、いかなる権威からも、また自己の過去からも絶えず解放されるという意味での自由至上主義とを徹底させている。このことから、シュティルナーの議論と現代リバタリアニズムとの類似が直ちに思い浮かべられるであろう。そこでまず、リバタリアニズムの諸思想とシュティルナーの思想との比較を試みよう（相違点については、第二款で説明する）。

リバタリアニズムと呼ばれる思想には、今日、大別して二つの類型がある。

- ① 経済的・効率的な帰結を重視する観点から自由市場経済を肯定する思想として。
- ② 個人が独立別個のものとして尊重されるべきだという道徳的確信に支えられ、そのゆえに、原則的な政府不介入や国家機能の極小化を説く思想として。

シュティルナーとの関連では、②の類型（ノージック、ランド）のリバタリアニズムに注目されよう。この類型の特徴を確認すると、次のようになる。

- (1) 出発点に、自由意志によつて選択をなす自律的個人なるものをおく。
- (2) 法の概念を、国家の概念から区別する。強制権力を独占する国家の正当性は否定するが、法は、それが各人の自己実現の権利を保障するルールである限りは許容される。
- (3) 利己心を積極的に捉え、それが理性に基づく個人の自由の道徳であることを論証する。そしてそれを、自由市場

体制と両立させようとする。⁽¹⁾

以上のように捉えて大過ないとするならば、そのようなタイプのリベラリズムに、唯一者の思想はどのような接点をもつのであろうか。

〔1〕個人の代替不可能性を強調する

シュティルナーは、現存する市民社会に、「エゴイステイックな労働」(労働がそのまま労働者自身の能力表出となり、固有の使用価値を生み出す労働)の観念をつきつけ、このように言う、「私の唯一性に関しては、私が人間としてなすことに対するのと同様な仕方、一般的な査定価格を定めさせるわけにはいかない。何らかの査定価格が決められてよいのは、ただ後者(私が人間としてなすこと)についてだけなのだ。/だから、人間的諸労働に対する一般的な値踏みは定めさせても、君の唯一性からその功績を奪わせてはならない」。市民社会の協業体系に汎通している分業労働者の普遍的労働からは今や個人的色彩は失われ、一元的な交換価値しか表現され得ない。このように市場化が促進するモノの抽象化・均質化・商品化のプロセスを直観的に捉えつつ、シュティルナーは、「単なる一つの部分、社会の一部分と見なされることは個体には耐えられない。というのも、個体はそれ以上のものであるからだ」と述べ、個人の代替不可能性を唯一者というイメージのもとに主張した。

〔2〕「資格」を不要とする、無政府的な自由競争を求める

シュティルナーは現下の自由競争を、文字どおりの自由、即ち無制約な自由ではないとみる。なぜならそれは、営業のための特許など、「競争の資格、つまり要件を求めて駆け回る」ことであるにすぎず、やはりその有様も国家権力への「憑かれ」の現れであるからである。「国家という市民的原理でいうところの支配者がおびたしい数の制約で枠づけているような競争が、果して『自由』であるといえるのか」。シュティルナーは、推奨されている自由の正体が、産

業資本の保護育成を目論む国家によって捏造され、強行的に推進される階級的自由であるにすぎないことを看取し、その点を批判していたものといえる。

〔3〕「バターナリズム、臣民化を何より忌み嫌い退ける

シュテイルナーは、一八四二年頃の「ライン新聞」、「ライプチヒ一般新聞」などへの寄稿で、プロイセンを「ポリツアイ国家」だと批判した。なぜなら、当時のプロイセンは、全国民を建国的で従順な臣民へと養育することによって主権国家としての地歩を築くことを意図しており、国民の全生活領域への規律化が執拗であったからである。しかもそのために厳しい検閲が実施され、国民への教育的後見・監督が行われた。シュテイルナーはそのことに憤り、それは人を無条件な他律においてしか生きられぬものにおとしめるとの批判を展開した。同時に、ドイツ人の自律を实あるものとするために、各人の意見表明の自由が確保されること、しかも各人が自分の意見・信条・確信などを自由に他者と交換できることを主張した。

以上を要するに、シュテイルナーと（ノージック、ランド型の）リバタリアニズムとは、自己の行動が自己の目的と選択のみに基づくという自律的個人を求めている点では一致している。

第二款 「主体性」の危機と唯一者

ところで、自由意思によって自己決定しうる自律的個人なるものは果たして今日現実に可能であるのか、という疑問がうかぶ。というのも、現代の社会構造は、その内部に生きる個人を様々な側面から様々に制約しているからである。考えられる制約としては、さしあたり次のようなものが列挙される。

① 民主主義（＝平等）による「多数者の専制」（トクヴィル、J・S・ミル）。

② 大衆社会化による均質化と画一化、文化的レヴェルの低迷と無気力の蔓延（オルテガ）。

③ 自由主義への不信、そしてそこに潜む権威への従属（バクーニン、シュミット）。

④ 自然支配による文明化の帰結としての、人間の道具的理性による自己否定（アドルノとホルクハイマー）。

⑤ ポスト・モダンの現代特有の「主体性」危機、システムと個人（ハバーマスやフーコー）。

単なる産業システム主導の段階を超えた昨今の社会状況において、（合理的に自然を処理する）人間的主体、生産において自己を表出するという自己同一性としての主体性などの古典的な考え方は、その有効性を失いつつある。⁽²⁾むしろ社会的個人とは、今や社会システムに対応する一定の権力技術の関数（あるいは項）たるにすぎない。このように理解される状況にあつては、個人の選択・決定の自律性をもつばら人間理性のみに基づかせるリバタリアニズムの議論は説得力を甚だ弱める。

そればかりではない。自然を征服し文化を築く理性への信頼を失った現代人は、今日、以下のような諸事情の中にならずまざるを得ない。

① 歴史の進歩や近代的合理主義への信頼を核心とする「啓蒙」の物語の失墜という認識。⁽³⁾

② かつて主体的とされた個人の、おのれ自身への不信。あるいは自己の生に積極的な意味を見いだせないという事態。

③ 現代国家、またその支配権力の「正当性」への懐疑。

人は、総じて実体的価値、人類の将来、果ては自分自身にまで向けられる果てしない不信の中に立ち尽くしている。

「大衆消費社会」であると共に、表面的には大衆が政治・経済・文化など社会のほぼ全域にわたって支配権を掌握しえたとみえる「高度大衆社会」でもあるといわれる今日の社会であるが、その中に動めく個人の実態たるや、組織化と市

場化という稼働原理によって生活の全局面にわたって操作される（他者志向的）アトムの個人であるにすぎないと指摘されている。その一方で、このようなおのれの社会的現存の有様を必ずしも認識していない今日の大衆一人一人は、多くの場合次のような価値意識をもっている。即ち、まず、今日の物質的繁栄と大衆本位など、肯定的な「生存条件をもたらしした産業主義、民主主義、さらには消費主義と享楽主義といった類の諸価値に対しては基本的に疑いを抱かないのであるが、その反面で、各人の個人的生に何らかの意味づけを与えるものとしての価値、とりわけおのれの生の行路を規律づける規範一般に対しては極めて懐疑的であるか、むしろそれ以上に軽信、さらには無関心である」という意識である。一口にいつて《価値相対主義》を口実とした「主義」の欠如が起こっている。⁽⁴⁾

シュティルナーのいう唯一者は、世界を享受し、あらゆる「聖なるもの」を否定し掃討する、とされることから、時として、以上のような現代社会特有のアトムの個人像に類似するのではないか、という評価を下されることがある。しかし、それは唯一者思想の積極的な面——創造的な側面——を看過した誤解である。

シュティルナーは、自我の実体的・存在論的根拠づけを一切廃し、自我を流動的な実存の流れのうちにおいた。それはいかなる「聖なるもの」にも仕えず、自己の流動的な実存を軌道づける外在的・既成的な（意味）に決して従属するものではなかった。しかしだからといって唯一者は、大衆批判論の嫌う大衆の現状肯定と開き直りの状態に竿さす、「意味から逃走する」主体像と一致するものでは決してない。大衆批判論は、概して《価値》というものが規範としての妥当性を失った現代の社会意識状況を冷やかに見つめながら、そこになお市場原理によって侵食されない（意味）の創出可能性に期待を寄せている。そしてシュティルナーの唯一者もまた、「聖なるもの」としての既成的《価値》の仮借ない解体行為に終始するのではなく、その先に、別な視点からの（意味）の再構成を目指したのである。シュティルナーは、因果論を捨て、世界の事実関係を「発生」の立場から捉える中で、（ニーチェが後年述べたように）既成の真

理や価値を創造者の野心や権力欲の現れにすぎないと見る、「思想が自由であるとき、私はその奴隷となる」。人はそのような既成の思想に屈せずむしろ対抗して、衝動や信仰の動機に対して「自分固有の創造的な全力を尽くして自己を創造する」、つまり自力で自分の生や世界に意味づけをなせ、というのである（一八四四年『パリの秘密』の書評。一八四二年「我々の教育の真ならざる原理」、とりわけ「知識そのものは死ぬ。しかし、その吊いの炎のうちに意志が甦える」として知識より意志を強調）。

シュティルナーは、「自己創造的人間」という人間像を提起する。それは、「高貴な生」（オルテガ）などいわゆる大衆批判の論陣が、価値への無関心のうちに停滞した大衆の生のあり方に動揺を与え、これを活性化する理想的な人間像として提起した人物像に比肩しうるものである。それは、強固な意志をもって自己の生に意味を与える価値を自発的に選択または創出し、それによる自己規律と自己向上を目指して生きる人間像である。もちろんシュティルナーは、唯一者はいかなる「聖なるもの」にもかしずきはしない、と述べたが、そのことは唯一者が自らの生を自己意思によって意味づけようとするのと何ら矛盾しない。シュティルナーによれば、「聖なるもの」への奉仕とは「愛の原則」に媒介されているがゆえに忌むべきものであるという。なぜなら、愛の原則とは、「人は皆他者のためになす」というもので、他者ゆえの自己制約であり、それによって我意ばかりでなく自己意思までもが損なわれるからだという。それに対して右のような「自己創造的人間」は「自由の原則」、即ち「自らのためになす」ことに基づいてそうするのである（一八四四年「愛の国家」、『唯一者』）。唯一者は、《古い価値の表を破り捨て、あらたな価値の表がおかれるべき余地を開けておく創造的人間》とは矛盾しないのである。

第三款 《制度》批判とその改革の可能性

第一項 唯一者の前意識的自我、「単独性」の可能性

個人の主体性は、資本主義の高度発達や社会全体に浸透した市場化に伴って制度化されたとみえる合理主義と、現実に進行する価値の相対化との間の矛盾のうちに見失われた。その回復の手がかりは、現代の思潮においては前言語意識的な《無意識の欲動》次元に求められている⁽⁵⁾。現代における個人主義の可能性は、単に《社会的動物》として仮定される理性主導的な観点からにとどまらず、さらに身体髮膚備えた、生身の個人としての生の事実そのものをもふまえたうえで論じられる必要があるだろう。その意味からすればシュティルナーの唯一者論は、生身の個人やその自由というものの性質を、理性や悟性に限定されない、まさに生の全事実そのものから探りだした議論の古典的範例として、個人主義をめぐる議論に際して参照される意味があるだろう。

唯一者は、《言分け》られた) コスモスとカオスとの絶えざる往還のうえに成り立つ人間の実存に基づいている。しかもそれ自体、本稿(六)で示されたように精神的に言えば、言語||法||ロゴスの支配する近代市民社会意識の成立以前に遡る、死や無に触れうる前言語的な自我生成の起源そのものである。だからそれはそのような次元と関わり合いながら、硬直に向かう表層文化に絶えず揺さぶりをかけ、その内側からの改変を促す、いわばラングを内在的に変容させるノイズとしての機能を果たすことができる。唯一者は表層社会内の生産点に限定されない立場であるからこそ、我々はその反省的構成員や情報・資源処理の過程に制度変革の可能性を求めることができる。

概念化も言述も、一般化もされない唯一者(胸中で考えられたこの私)とは、交換関係の体系の中に内面化されない外部性、または特性記述をどれ程積み重ねても指し示されない、微分不可能な「単独性」(柄谷行人)とでもいべき

ものに該当するものである。マルクス、エンゲルスによるシュテイルナー批判は、その交換の地平に現れぬものを看過し批判しているので不当である。マルクスらは、主体的個人なるものは、社会的諸関係の動態性の中で、恒常的な差異への分散過程のうちに見えかくれする統一性の幻想であると断じるが、そう言ったからといって、体系的関係に内面化されない外部性（＝唯一者）をブルジョア体制特有の産物として否定できるわけではない。しかも、かような唯一者は微分不可能なので、一般性（あるいは先例、慣習、規則）を表述することはできない。だからまたそれを、何らかの目的論的な歴史哲学やヘーゲルの「精神」の視角から相対化しようとすることは誤っている。

マルクスらが、シュテイルナーの論ずる、唯一者としての各人より生ずる「反逆」の重要性を少しも評価しないのは、彼らが、生産力・交通形態の歴史的発展に応じてこそプロレタリアートによる革命が生ずるはずである、という因果論に固執しているからである。

第二項 ロマン主義的孤立とそれを制約する Verkehr — シュテイルナーに見られるハバーマスの視点 —

以上のように解されたシュテイルナーの議論にも、もちろん考察の不十分な点や、今後委ねられるべき課題はある。それは、理性批判の立場がしばしば陥りがちなロマン主義的陥穽を、唯一者は果たしてどの程度免れうるのであろうかという問題である。

啓蒙理性主義への批判の脈絡でよく言われるのは、理性的存在と規定された人間が、日常意識的には対象化してしま（外的・内的）自然に回帰・没入すべきだ、という議論である。しかしこのような、個人における自然との合一を説く立場に対しては、反文明的な、神秘主義への退行であるという批判が向けられる⁽⁶⁾。一般に理性偏重主義への反省として自然回帰を説く場合、神秘主義やロマン主義への退行ではないかと危ぶまれるのは避けられない。そこで他ならぬ口

マン主義との関わり合いのうちに形成されたシュティルナーの唯一者像に、このような疑いに反論できるだけの材料があるのか、という点が問題になる。

たとえば、アドルノに向けられたロマン主義、神秘主義的疑惑に対応しているのは、人間解放を個人の孤立における自然との宥和に求めるのではなく、相互主観性の行為論的基礎づけのコミュニケーション合理性に求めることであつた。おそらく唯一者に対しても、孤立状態における自己享受とは現実的なものか、という疑問が呈せられるであろう。ハバースによれば、啓蒙的理性が言論による公共的なコミュニケーションの場で作動するところに、道具的理性とは違う新たな理性の可能性が見いだされるとされる。ハバースのアドルノ批判がことごとく正鵠を射ているとはいいい難いが、ともあれこのようになされた問題提起そのものは、同時に唯一者に対しても向けられるべきものであろう。

第一節で示されたように、シュティルナーにも、「ポリツアイ」に対抗するために、国民の側で自由な言論の交換が可能なフォーラムを形成すべきだ、という主張がある。それ自体をとってみればその生成から全き主観性のうちにコスモロジーとの和解をはかるかに見える唯一者であるが、それは自由な交通 *Verkehr* によつてのみ他者との関わりをもちうる。そこには実体的な公共善や正義が再建される見通しは乏しいものの、唯一者が背中あわせる孤立的非合理性への危険を阻むことにはある程度寄与するであろう。

第二節 シュティルナーから我々が得るもの

第一款 リバタリアニズムへの批判的視点

シュティルナーの思想が、リバタリアニズムと共有する特徴については、すでに第一節の第一款で示した。しかし、所有における自由の保持という点をめぐって、この両者は大きく離反する。

ロックに起源をもつ、ノージック、ラント型リバタリアニズムにおける個人的自由の尊重は、各人の（自由領域を表す）私有財産の保護という方策によってなされる。その場合政治機関（国家）は、個人の所有を他者による侵害から保護する機能を果たす限りにおいて、そのために不可欠なものとして許容される。このようなリバタリアニズムは、本来前国家的な自由根拠づけられながら、政治哲学としてはその自由を国家的なそれに、つまり国家によって承認され保護される「権利」、「所有権」に転換している。ノージック型のリバタリアニズムが政治哲学においてイメーজしている状態とは、所有権者同士が、警察的な国家の監視のもと、各自の支配するものに対するそれぞれの絶対的排他性を相互承認している状態である。その反面、それらは資本蓄積をめぐる戦闘に敗残した者たちから向けられる平等の要求を、保護装置としての国家権力の助力を得て「合法的に」突き放すこともできるのである。その場合それは資本蓄財における不平等を国家権力によって追認し固定化させる結果を招き、単なるブルジョア国家擁護の思想に陥ってしまう。⁽⁷⁾

しかるに、シュティルナーの議論はこのような展開をとらない。というのは、シュティルナーはノージックらと異なり、自由の根拠である前国家的所有を権力によって不可侵な権利として保護することを拒絶するからである。

シュティルナーは、中世的な所有・Eigentumを近代的な所有権に對置させ、決して前者を後者へと發展させようとしな

った。その狙いは、前「国家的所有」個人の本源的自由を単なるブルジョアの既得の財産の保護という政策目的に従属させず、むしろそれらの利益の固定化をつき崩す理論的武器として用いようとするにあった。シュティルナーの所有「自由論は、あくまで相互承認なきEigentum、擷取としての所有に固執することによって、リバタリアニズムが陥りがちなブルジョア擁護の帰結とは一線を画し、前述されたようにむしろ逆にそれへの攻撃、具体的には労働者による略奪、サボタージュ、ストライキなど暴力・威力によるブルジョア財産権の侵害を奨励することになる。

シュティルナーの所有人Eigentümerの思想は、所有獲得の自由を鼓舞する反面で、前「国家的所有」自由の論理を貫徹することによって、自由主義がブルジョア階級国家の擁護に陥ることを阻止しようとする思想でもある。

第二款 等価交換法則と貨幣への批判（国家の暴力性）

シュティルナーは、所有権↓交換という一見自明な関係に隠蔽された国家の暴力性を直観してもいる。その暴力性はシュティルナーによれば、①等価交換の法則と②貨幣とに集約されているとみられる。

まず、等価交換の法則に隠された暴力性とは何か。

所有者同士のノーマルな交換過程を維持する市民国家は、交換によらない所有権者への侵害、したがって交換関係そのものに対する労働者の否定的な行為に対しても、正されるべき不法としてそれに断固とした処置をとる。だがその労働者の行為が、階級支配への反発に由来するものであるとすれば、「市民国家」は事実上反プロレタリアートかつブルジョア擁護の機構として機能せざるをえないことになろう。シュティルナーはこのような国家の機能に中世の「上級所有権」の残滓を見だし、人格としての絶対君主なき後の主人(Herr)であると呼ぶことによって、市民国家の暴力

説 性を指摘しているのである。

他方、等価交換というカテゴリーを、シュティルナーは根本から自明視しない。根本から、というのは、彼は貨幣に体现された、具体的な使用価値を抽象化する交換価値までも絶対視しないからである。貨幣は通常、「一般的等価形態」と化した被排除項として多様な感性的世界に君臨し、あらゆるものからそれ自体としての同一性を剝奪し、しかるのち交換のための相互性が強い抽象的な「対価性」として再生させる。このような抽象化をおこなう貨幣は、通常国家独占的に鑄造されるため、国家が監視する所有↓商品↓交換の過程の自明性において、「一般的等価形態」が唯一絶対のものとの權威づけられることになる。しかしシュティルナーはこのような貨幣の權威を信じない。

「幸も不幸も金次第。だから、市民の時代には、貨幣はいわば力だ」(BE 305, 下一八一頁)とシュティルナーはいうが、そのとき同時にそれが、社会より排除されつつ、社会内の交換関係をとりしきる第三項排除の権力であるということをも直観している。たとえばこのようにいう、「貨幣とは資産の固定化を防ぎ、これを流動させ、これのやりとりを可能にする。∴それは、まるで女のように求められながら、ついには誰のものにもならない」(ebenda)。

しかしシュティルナーは、この貨幣の権力すら、数多の宗教的聖性、いわゆる「聖なるもの」と同様、それへのフェティシズムを取りやめさえすれば、無に帰すものだと考えている。「君がもはや貨幣で支払われることを許さなければ、貨幣は減じるであろうし、君がこの貨幣なるもののために何事もしなければ、それは一切の力を失うことであろう」(ebenda)。シュティルナーにとつても、貨幣は確かに交換手段としての商品であり、それによって個々の商品についての一般的な価格評定がなされる。しかし彼はいう、「私の唯一性に関して、私が人間としてなすことに対するのと同様な仕方で、一般的な査定価格を定めさせるわけにはいかな」(BE 304, 下一八〇頁)。貨幣の表わす抽象的交換価値によって、個人の能力 (Vermögen) が均並に扱われてはならない、というのである。マルクスは、交換価値が具体的

現実の使用価値や労働の差異を消去することを、ブルジョア社会特有の倒錯現象として問題にしたのであるが、シュティルナーもやはりこれらの関係を、理論的に精緻ではないにもせよ、抽象による固有性の抑圧の事例として捉えているのである。

第三款 自由競争をどこまで容認すべきか

シュティルナーは、基本的には自由競争の原理を肯定する。「自由な競争が意味することは、各人が他者に立ち向かい、自分を押しだし戦ってもよい、ということ以外の何物でもない」からだ。シュティルナーのエゴイズムは、各人の能力次第の自由な行為を肯定しなければならず、それは結果としては、各人の行為の自由を制約する「気まぐれな特権付与」のツンフト制を否定して、自由競争の状態をもたらさざるをえない。その場合、現下の自由競争の出発点において人々の自由な参入を阻んでいる国家の様々な要件は廃止されるべきだという。

とはいえ、シュティルナーは野放しの自由競争を考えているわけではない。国家介入的な制約は拒むものの、競争の参加者として想定されている個人¹¹唯一者は、本稿(九)でも示されたように、ホモ・エコノミクスとしてのあり方を超えそれを相対化する存在である。したがって自由競争は、かような唯一者たちが、具体的状況倫理にに応じて(本稿(四)参照) 随時形成する暫定的一致 Verein¹²によって、その弊害を修正されてゆくと考えられている(本稿(八) 第三節第一款第三項参照)。

第四款 “掛替えのなさ” と社会的合意

分業、等価交換、貨幣などの市民社会の諸原理への攻撃に貫徹されていたシュテイルナーの関心は、生ける個人は唯一無二の存在であり、かかる掛替えなき唯一性が社会的諸過程のうちに代替可能なものへと等質化されたり、その特殊性を捨象され抽象化されてはならない、というものであった。しかし、シュテイルナーが尊重する個人の唯一無二の固有性が、当の社会の中で文字どおり掛替えなき唯一性として通用するためには、やはり当該社会内でその点についてのある程度の合意を受け、かかるものとして相当の多数者に承認される必要がある。この問題をシュテイルナーはどのように考えているのか。

社会的合意の問題は、一般に自己所有から個人の排他的所有の正当性、したがってまた私的所有権の神聖不可侵を導き出すロック型リバタリアニズム理論の、まさに死命を制するアポリアである。ロック型リバタリアニズム（とりわけノージック）は、個人は自己の才能や労働の所有について社会に何事も負っていないので、それらに基づいて獲得されたものに対しては排他的な所有権をもちうると説き、リベラリズムが主張する財の再分配を権利侵害として否定する⁽⁹⁾。しかし、個人所有の才能や労働がその者に財の獲得をもたらしうるのは、その才能などが、まず何より当該社会にとって意味あるものとして受容されているという前提があるからであって、単にその才能などが当該個人に一身専属的であるということのみに基づくのではない。ある個人に唯一無二の才能が備わっているとどれほど強調されようと、その才能自体が社会的に意味あるものとして広く承認されなければ、その者はそこからいかなる財の獲得もなしえないのである。この意味で、個人特有の資質を意味あるものと認める社会的合意への考慮を欠く場合には、ロック型ノージック型のリバタリアニズムは、その理論的前提からつき崩される虞がある⁽¹⁰⁾。

シュティルナーも基本的にはやはり、個人が所有する才能に基づき獲得された財の社会的再分配を、弱者による強者からの搾取であるとして否定する、「この多才なる私は、無能の者より多くのものを所有してはいけないのか？」(同294、下一六六頁)。「君の唯一の労働には、いかなる評定価格もつけさせてはならない」と、現実的個人の唯一無二性、掛替えのなさをそれ自体として尊重しようとするシュティルナーには、果たして社会的合意についての洞察はあったのだろうか。

結論からいえば、シュティルナーは個人の唯一性をいかなる場合にも重視しながらも、かかる唯一性が社会的に意味をもちうるためには、相当多数の他者による承認を必要とせざるを得ないことをも認めていた。彼は次のようにいう。

「もし君が数千の人々を楽しませることができぬなら、それら数千人の者たちは君にそのことに対する見返りをはなむけることだろう。……君が誰一人魅了することができないならば、君は飢えるだけだ」(ebenda, 下一六五頁)。

社会内個人における唯一性が当人の財獲得の基礎となりうるためには、その唯一性への報酬のための他者による価値づけがなされざるをえないということは、交換価値や貨幣の暴力性に挑戦するシュティルナーといえども認容せざるを得ないのである(BE 295、下一六六頁)。ロック型リバタリアニズムが軽視する視点、即ち個人に一身専属的な特性(才能・能力など)は他者の合意に支えられてこそ、はじめて報酬に値する価値をもつということは、シュティルナーにおいては了解されていた。シュティルナーの唯一性は、社会的合意を前提しているのである。

第五款 Verein と連邦制

本稿(九)で詳述された通り、シュティルナーは、一八四八年六月に発表した論説で、ドイツ統一を推進する現実政

治の動きに抗し、プロイセンとオーストリアを媒介としてスラヴ圏にまで及ぶ連邦制 (Föderation) への移行を主張した。この連邦制の主張は、彼の唯一者の哲学と一貫したつながりをもつ。シュテイルナーは、唯一者としての個人にとって真に可能な共存態は暫定的一致としての連合 (Verein) であると述べたが、その連合のもつ長所——恒常的な権力の府をもたない動態的な社会状態を生み出す——を連邦制は備えているというのである。

だがそのとき、シュテイルナーが同時に、旧帝国形態を思い浮かべていたことが見落とされてはならない。彼によれば (一八四八年九月一二日発表の論説)、帝国形態は、寛容、人民の平和な交通、個人の自由や多様性の尊重という点では中央集権国家に比べて格段に優れているというのである。それにひきかえ統一された単一国家は、必ずや国家公民の心情を画一化し、信仰を制約し、中央権力への一斉的服従を要求するだろうと予測し、統一された暁のドイツについて懸念を示している。ドイツ統一期にあつてこのような見解を示したのは、シュテイルナー一人ではなかった。同様の理由から旧帝国を高く評価する主張は、たとえば一八三六年の『國家事典』で知られている自由主義者ヴェルカーにも、またその一方では、主権国家のエゴイスト的なナショナリズムに警鐘を鳴らした政治的ロマン主義者ミュラー (一八〇九年) などにも見られる。また今日の日本においても、長尾龍一教授が、主権国家原理そのものの欠陥を厳しく糾弾しながら相対的に帝国形態への再評価を示している⁽¹²⁾。

思うに、このような議論は今日、真剣に耳を傾けられる価値がある。これらの論者が共通して指摘している主権国家の魔性——自己完結した法秩序が擬人化し、内に向かつては民族・文化の多様性を否定し、外に向かつては「可死の神」と化し征服・強奪・殺戮を繰り返す⁽¹³⁾——は、二度の世界大戦、そして今日、冷戦構造崩壊後に活発化した民族国家の創設とその挫折あるいは悲劇的帰結などが如実に証明しているところである。ナショナリズムがもつエゴイズムへの反省、国境を超えた経済的統合の進行など、「国民国家の揺らぎ」がささやかれている二〇世紀末の現代にあつて、理

想化されているとはいえ帝国形態のもつ柔軟性に着目する議論をとりあげることには、アクチュアルな意義があるだろう。中でも、多様な人民間の平和な交通を可能にする点で帝国を賞賛するシュティルナーの見解は、民族と土地とが密接不可分であるユーラシア大陸の実状⁽¹⁴⁾に鑑みると、きわめて興味深いのではないだろうか。

おわりに・註

(1) Barry, op. cit., pp. 7-8. 邦訳一九頁。

(2) 産業システム主導の段階を超え、今日の社会は、システム自らが欲求を自己の相関物として生産し操作する《消費社会》と化している。このように、自己準拠の構造を得たシステムでは、かかるシステムから独立に根拠をもつ主体を省略するエコノミーが働く。そうした中で身体の標準型として捉えられる主体は、今日その形象を衰退させている。より厳密にいうなら、自己同一性としての主体は、生産と消費という二つの局面で、《消費社会移行》に伴って変容した環境世界の現実性のうちに解体されている。まず産業システムにおいては、作者が不在である。というのも、自己準拠の円環性に到達した産業システムでは、生産過程における固定資本の役割が増大し、過去に対象化された労働が巨大な生産力そのものになり、生きた労働によって代わって主導的な地位を占めているからである。その中で孤立したコマとして他者と業績を競う個人は、絶えざる求心力を伴った全体的組織化の進行に巻き込まれ、その全体の志向目的(差異化)への同調を余儀なくされる。今や生産過程にとって、「人間の労働」は(かつての啓蒙合理主義が考えたように)本質的なものではなくなっている。それは同時に、労働＝同一性の主体の自己産出なる構想が崩壊するに至った所以でもある。他方、消費の主要な動機づけである欲求の担い手としての主体の可能性はいかなる状況にあるか。今日、人間的欲求はシステム外にそれ独自の根拠をもつものではない。欲求は、生産における自己準拠の円環構造を獲得した産業システム自体によって、自分の相関項として日々生産・操作されている(コマ・シヤリズム)。欲求は先取られ、創出されているのである。生産の自己増殖的な増大を促進すべき使命を負わされたそれは、効用の論理を逸脱し、それに対して不関与な「超機能的」要素に接合されるに至ったため、

今や実体のない、客観的な機能に必ずしも照合しないただの（意味）そのものになっていく。しかもそれは生産の発展過程に追随して日々更新されねばならない（限界差異）である（流行）。生産を正当づける消費がこのような意味での欲求に駆動される以上、消費者に内在する自律的な欲求という産業主義初期の想念は、現代において大きくその説得力を喪失することになる。そしてまた、消費という行為によって差異の戯れの当事者となる人間的個人は、それが担われる諸々の欲求が可能なかぎり積分されたところで、それだけをもってしては決して実体的な主体の同一性に収束されることはできないのである。内山・前掲書参照。

(3) J・F・リオタール『ポストモダンの条件』（風の薔薇、一九八六年）の序文。

(4) 佐伯・前掲書参照。

(5) 一九世紀末以来の西欧知における「無意識」への着目については、さしあたり今泉文子『鏡の中のロマン主義』（勁草書房、一九八九年）第八章を参照。

(6) 文明の発展過程を道徳的理性による自然の支配過程であると捉え、現代社会の病理から人間を解放するためには忘我の危険は伴うものの「文明と自然との和解」の方策を顧慮すべきである、と説くアドルノとホルクハイマーの思想は、後継者であるハバーマスから、誘惑する自然の夢への忘我のうちに「個人の確立」を放棄するものであるという批判を被った。それによると、アドルノは、「解放する反合理性を、ミメーシスの自然経験のうちに探している」が、それは合理化の利点を一つも見いだすことができないまま神秘的な非合理性のカオスに退歩することだ、というのである（徳永恂・編『フランクフルト学派再考』弘文堂、一九九〇年、五一頁、七一頁）。ハバーマスやハバーマスに共鳴する若手のホネットらによるこのようなアドルノ批判そのものが妥当なものであるかどうかは、それ自体さらに議論の余地はあろうが。藤原保信・三島憲一・木前利秋『ハバーマスと現代』（新評論、一九八七年）第四章一一一頁。

(7) Pierre Lemieux, *Du libéralisme à l'anarcho-capitalisme* (Presses Universitaires de France, 1983). 渡辺茂（訳）『無政府国家への道』（春秋社、一九九〇年）七六頁、一五五頁。ロック、ノージックに共通にみられる帰結である。それは property に私有財産を含めてしまっているからである。Cheyney C. Ryan, "Yours, Mine, and Ours: Property Rights and Individual Liberty." in: Jeffrey Paul (ed.), *Reading Nozick: Essays on Anarchy, State and Utopia* (Basil Blackwell, Oxford, 1981), p. 335.

(8) 森末・前掲論文八五頁。同前八七頁。

- (9) Nozick, a. a. O., p. 163. 邦訳(下) (二七五―二七六頁)。川本隆史「国家はなぜ、どこまで必要なものなのか——ロバート・ノージック」藤原保信・千葉真(編)『政治思想の現在』(早稲田大学出版部、一九九〇年)所収参照。
- (10) 桜井徹「私的所有の道徳的根拠——労働所有論とコンヴェンションリズム——」『一橋研究』第一五巻第二号(一九九〇年)。
- (11) 村上・前掲書『ドイツ現代法の基層』のV参照。
- (12) 長尾龍一『リヴァイアサン——近代国家の思想と歴史——』(講談社学術文庫、一九九四年)のとりわけ第一部を見よ。
- (13) 一九八九年の冷戦崩壊・ソ連解体後、ムスリム、セルビア、クロアチア人がモザイク状に共存していたユーゴの地に、行政単位によって区切られた民族国家を強引に創設した結果として、権力を握ったイスラム勢力とそうでないセルビア側との間に流血の紛争が生じた事実を考えている。
- (14) 下斗米伸夫「ポスト冷戦の断層——旧ソ連・東欧をめぐる——」115『読売新聞』一九九四年一〇月一四日(同年一〇月二〇日掲載を参照。中でも連載3。)
- (丁)